

多機関連携に関する国の動向

子ども家庭センターガイドライン（案）からの抜粋

令和5年12月28日付け事務連絡

子ども家庭庁成育局成育環境課他

○ヤングケアラーへの支援強化のための関係機関との連携

ヤングケアラーについては、比較的近年になって行政課題としての認識が高まったこと、また、ヤングケアラーである子ども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴がある。こうした中で、適切に支援につなげていくためには、まず、学校（特に小学校・中学校）との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になる子ども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしておくことが重要である。

（なお、文部科学省が作成した「生徒指導提要」においても、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性、スクールソーシャルワーカーと連携して市町村の福祉機能等の支援につなげることの必要性が示されている。）

また、各市町村において、「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置している場合には、当該者を「子ども家庭センター」に配置する、あるいは、密な連携関係を構築することが重要である。

ヤングケアラーである子どもを把握した場合には、子ども自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら、ヤングケアラーが担っているケアの軽減等のために外部サービスによる代替等を検討していくことになるが、その際には、介護保険サービス・障害福祉サービス等の関係機関との支援内容の調整が必要であることから、それぞれの機関の担当部署やサービス調整者（ケアマネジャー・相談支援専門員等）との日常的な連携関係を構築しておくことも重要である。

このように、「子ども家庭センター」は、①まず、ヤングケアラーの把握のステージにおいて学校との連携を図り、②把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント・支援方針の決定や、支援方針に基づくサービス実施・フォローアップのステージにおいては、介護・障害等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーである子どもの立場に立った関係機関の調整・継続的マネジメントの実施等を行っていくことが期待される。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」からの抜粋

令和6年1月19日付け 令和6年厚生労働省告示第18号

- ・市町村は、（略）ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要である。
- ・（略）ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めることが重要である。
- ・（略）ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターとの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化について、具体的な取組を市町村介護保険事業計画に定めることが重要である。

第9期介護保険事業計画の基本方針について（北海道苫小牧市の記載例）

【家族介護者の支援】

近年問題として考えられるようになった「ヤングケアラー」を含め、家族の負担を軽減し、仕事や勉強・進学等への影響を最小限にできるよう、相談対応や関連施策の活用、介護保険サービスの適切な利用による家族介護者の実態把握を含めた支援が必要です。